

闘いを大きく広げて、勝利をもぎ取ろう！

支える会通信

支える会代表世話人から 新年に向けて

2015年はJAL闘争にとって大事な年です。最高裁は地裁・高裁のように原告団が裁判に直接かわるチャンスがありません。しかし2010年12月の解雇時に必要人員数がどうであったのか、最高裁に弁論を開かせ明らかにさせる闘いが必要です。JAL本体、国交省・厚労省への取組を拡大・継続すること、ILOへの働きかけも重要で、原告団は不当解雇の撤回を求めて今年も精いっぱい闘うことでしよう。これらの闘いを支えるため「JAL闘争を支える会」の会員拡大、会費口数の増口など皆さんのご協力を重ねてお願いいたします。

（事務局長 柚木康子）

新年にむけて代表世話人からのメッセージをお届けします。

宮里邦雄（弁護士）
二つの高裁判決は、更生計画優先論に立つて整理解雇法理を骨抜きにした極めて不当な判決でした。

弁護団が提出した上告受理申立理由書と上告理由書は、高裁判決の問題点を多面的に検討し、その誤りを徹底的に論証しています。最高裁は、初めて、更生手続下における整理解雇法理の適用について判断を示すことを迫られることになりました。高裁判決を是とするのか、見直しが必要とするのか、今年前半にも最高裁の判断が示される可能性があります。私たちは、不当な高裁判決を容認する最高裁判決を出させる訳にはいきません。JAL闘争を支えてきた

発行責任者
柚木康子
大田区羽田
4-10-4
石井ビル3階
TEL03(6423)7878
FAX03(6423)7430
メール
sasaerukai@
lemon.plala.
or.jp

皆さん。高裁判決破棄の最高裁判決の獲得に向けてともに頑張りましょう。浅倉むつ子（早稲田大学）

この20年間、非正規雇用が増える中で逆に、「正規社員」を「特権的」と攻撃し、労働者全体を無権利化する論調が台頭している。しかし、労働者の多数が、雇用不安定で無権利な「働く貧困」層になれば、少子化がますます進み人口急減の結果、社会を持続的に維持できるかすら危なくなる。本件高裁判決は、長い年月をかけて確立した「濫用的解雇から労働者を保護する」という判例法理から大きく逸脱する、きわめて不当な内容である。「2000年過労死三判決」で最高裁判所は、国家としての「理性」を示し、労働者を死なせるまでに働かせる企業経営に明確な歯止めをかけた。最高裁は、「雇用の安定」についても「理性」を示すべきである。

今日は2014年12月8日、真珠湾攻撃から73年目にあたる。しかしもはや「戦後」ではなく「戦前」かもしれない。「戦争をする国」をめざして日本は暴走し始めているからだ。2日後には特定秘密保護法が施行され、衆議院選挙が終われば、政権は憲法改正に突っ走るだろう。そんな安倍政権が誇る「雇用や賃金の好転」は嘘ではない。実質賃金は低下し、非正規労働者は増え続けている。法があっても役に立たないという無力感が、労働現場には広がっている。こんなときだからこそ、司法には、法に則った正義を貫いて欲しい。「更正計画さえあれば解雇できる」かのような裁判所の論理は、無法としか写らない。2015年

12月9日日本航空本社包囲行動

リメンバーアクション

北風が身体に纏わり付く。12月9日この日、解雇通告からまる4年。北品川の聖蹟公園に集結した原告団とこの闘争を支援するデモ隊は、18時20分日航本社をめざして出発した。その数400を超え。

2010年12月31日、



165名は路頭に放り出された。あれから4年、被解雇者は解雇撤回を求めて必死に闘ってきた。しかし既に報告されているように、東京地裁と高裁は「日本航空は、いったん破綻した会社であつて、会社更生手続きが開

続するものである。そして人員削減策は、事業再生計画に織り込まれ、これが遂行されることを前提として、更生計画が裁判所に認可されたものである。日本航空の管財人がした解雇は、更生手続の下で法律管財人の責任と権限において行われ、日本航空の事業の維持更生を図るための融資を得るために、整理解雇の必

要があり、人選基準は、合理性が認められる。よつて、管財人によってなされた本件解雇は、その実施目的、実施規模、実施時期のいずれについても、合理性が認められる」と、会社更生法を労働法に優先させ整理解雇有効として、経営者責任を免罪した。これが全てだ。

しかし日本航空の再生は政府指導の下で、「更生計画」は順調に遂行され2010年12月の解雇時点で営業利益も人員削減数も更生計画の目標を超過達成していた。では何故解雇が必要だったのか。倒産状態に陥つたからではなく、各航空業界には「空の過当競争」に打ち勝つ企業経営あるいは体質の再編強化が求められているのだと思つ。そのために邪魔なもの



は何か。政治家等々であるのかなどと差し障りがあるので一つひとつ述べられないが、何と云つても労使協調型ではない労働組合だらう。だから、「この会社には、あなたがたが貢献できる場がない」ではなく、「あなたがたがこの会社で活躍してほしいくない」ということだ。

私自身「戦後は」といえるほどの年齢ではないが、労働組合の闘いの歴史は一貫して組合つぶしとの闘いであつたと思つ。そして今やこれを政府が後押しをする。こうした意味においても、この日航の闘いは全労働者の課題でもあるということだ。

やがて日航本社前に到着したデモ隊と本社前に集まった人々が歩道を埋め尽くし、そして寒風吹きすさぶ群青の空に500名を超える「解雇撤回」のシュプレヒコールがこだました。

(金澤 壽)

リメンバーアクションには遠く愛媛からも会員が参加してくださいました。

また全国の支える会からは、北海道音威子府の会、JAL闘争を支える熊谷の会が御参加下さいました。

大変お忙しい中、御参加下さった皆様、本当に有難うございました。

JAL大西会長にも直接要請 11・10第30回稲盛財団 京都賞授賞式宣伝行動

ハンドマイクで呼びかける向こうに、紅葉した美しい比叡山の山並みを望みながら、結成30周年という稲盛財団の京都賞授賞式参加者へのJAL 165名不当解雇撤回を求めらるるビラまき宣伝行動を行なった。

11月10日、晴天に恵まれ絶好の宣伝日和。地下鉄から上がってきて授賞式会場・国立京都国際会館に向かう地点でJAL 不当解雇撤回原告団・乗員原告団・山口宏也団長、客室乗務員原告団・内田妙子団長をはじめたくさんの原告団や主催した「日本航空の不当解雇撤回をめざす京都支援共闘会議」に結集するたくさんの労組や「JAL闘争を支える京都の会」の仲間が参加した。

同時に「路上に駐車するな」という国際会館「京セラ側の言に従って、京都総評の宣伝車は会館前や会場周辺を客乗原告団員がマイクを握って流し宣伝を並行して行なった。

この賞の授与は今年で30回目らしいが、毎回内外の学者・文化人に一人五千万円の賞金を手渡すという、



要請文を読み上げる山口団長

たびたび経済界の雑誌からさえ暴露されている「儲けなくして安全なし」というような稲盛イズムで、この間のJAL再建云々で株で不当に儲けたようなお金も使い、札束で人のほつぺたをひっぱたくような行事が連続と続けられてきたのである。

稲盛ファミリーと関係のない市民・学生が参加した9月29日のゴア元米副大統領記念講演会ほどパーフェクトな感じではさすがになかったが、概ね良好な参加者のビラの受け取り具合で、開会の90分前から宣伝を実施した。

そこに、原告団が東京本社で今まで何度も同交申し入れ行っても袖にさされていたJAL・大西会

長が地下鉄出口の宣伝場所に見え、ちようどピラまきしておられた山口団長と対面し、本人に山口氏はすかさず声をかけ、内田団長も後に続き、大西会長と一緒に直談判する事ができた。

山口団長からは、「パイロットの退職が170名に及んでいる事、解雇撤回し職場に戻すべきであること」、内田団長からは「毎月、要請文を持

参して直接面談を申し入れているが、毎回部下に対応させ門前払いの繰り返しであること、客室乗務員を1800名以上採用しながら、会社都合で解雇した84名を戻さない

のは不条理であること、ILOは二次勧告で職場復帰させるための協議を求めていること、当時解雇回避の方法がありながら解雇を強行したが、交渉過程で起きた不当労働行為が地裁判決でも断罪されたのであるから、解

雇問題について解決する決断を下すべきであること、当時の社長であった大西会長にその責任があること」を平行歩行しながら話した。

大西会長のお連れの方が自ら「大西の妻です」と歩み寄られ、誠実なコメントをいただいたのは、殺伐とした会社の対応ばかりの長期にわたる労働争議の中で、すがすがしい涼風とも言えた。

その後、「稲盛名誉会長は発言に責任を持ち争議の解決を(要求)」という、京都支援共闘、京都総評、両原告団連名の要求書を携え、申し入れ代表団を編成して申し入れを行なった。

会場までの長い渡り廊下で京セラ側が待ちつけ、「稲盛会長に手渡すことを努力する」という約束を押し問答の末勝ち取ったので、要求書全文を山口団長がハンドマイクで読み上げ、式参加者や通行の市民に大きくアピールした。

(JAL闘争京都共闘・稲村守事務局次長)

最高裁前宣伝行動と署名提出

11月26日8時から、支援共闘会議主催で最高裁前宣伝行動と署名提出・要請行動を行いました。10月に引き続き2回目の行動となります。

今回で合計団体署名4500団体、個人署名13万筆を提出しました。

要請行動には、国民支援共闘会議から金澤共同代表はじめ5名、支える会柚木事務局長、大田区労協小林事務局長、キャピンクルーユニオン（CCU）から古川委員長はじめ6名、パイロットは原告山口団長はじめ5名の17名が参加しました。要請では、CCUから年末アンケートを基に「ベテランの少ない職場で多くの新人を抱え充分な育成ができず、伝統継承は断絶し仕事が終わらない。サービスマンだけでなく安全面においても不

安全事象が連発し問題が多い。入社しても慣れた頃辞めてしまう。新人に囲まれて通常の業務以上のことが多すぎる。こんなに多くの新人を雇うならなぜ解雇した人を戻さないのか？人や人生をなんだと思っているのか？フィロソフィーのどれに照らし合わせてもこの解雇はおかしい。経験は客室乗務員にとって不可欠。早く解雇者を戻してほしい。」若い人達が、身体をこわす前に辞めると言っている。ベクトルもバラバラ、仕事の喜びもなく、辞めたいと考えている人ばかり。この年末で一体何人が辞めるのか。労働環境を改善しないと人が育たず育つてもやめていく。世界一のエアラインなど無理！と皆言っている。客室乗務員になりたい人はいくらでもい

るから、若くてものを言わない人ばかりにしよう。と会社は考えているが、人の気持ちはどんなに管理強化しても解雇でおどしてもコントロールはできない。社員に愛される会社を目指してきちんと過去を清算すべき。」

「解雇問題を放置すれば、社員を使い捨てにした記憶として永遠に残る。経費をかけて育てた社員が流出していくのは、会社への忠誠心が育たないから。会社に見切りをつけさせているのは、会社の冷酷さである。仕事を愛し、安全・サービスの品質を保ち後輩を育ててきたかけがえのない人達を、解雇する必要もないのに破綻に乗じて切り捨てた罪を会社は素直に認めるべき。何年経てば良識ある人が私達の叫びに

耳を傾け向き合ってくれるのか。でも大切な仲間を取り戻せるまで声をあげ続ける。」という職場の声を伝え、不当解雇による経験者不足、労働環境悪化、安全性低下という現状を伝えました。そして参加者それぞれから「現場の声を裁判官にしつかり届けて頂きたい」「門前払いはずせず弁論を開いて公正な判断をし、法治国家として、憲法の番人としての役割を果たして頂きたい」「最

高裁自らが定めた整理解雇4要件の判断について全国の労働者が注目している。司法の判断が問われている。国内法、国際法に基づいた公正な判断を。」と要請しました。

高裁提出数（団体1万2千団体、個人35万筆）を超えるように今後も署名活動への一層の御協力をお願い致します！

最高裁の各法廷決定

最高裁での法廷が決定しました。

パイロット裁判 第一小法廷

櫻井龍子氏、金築誠志氏、池上政幸氏、白木 勇氏、山浦善樹氏。

客室乗務員裁判 第二小法廷

千葉勝美氏、小貫芳信氏、山本庸幸氏、鬼丸かおる氏。

調査官は両法廷とも同じ方です。

是非口頭弁論を開かせ、高裁に差し戻して高裁判決を覆させましょう！

* 各判事の履歴等は裁判所のHPで確認することができます。